

規制の事前評価書

政策の名称	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達
担当部局	農林水産省総合食料局食糧部計画課 (03-3502-8090)
評価実施時期	平成21年2月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>○規制の目的 米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とともに、米穀等の産地情報の提供を促進する。</p> <p>○規制の内容</p> <p>1 米穀等の譲受け及び譲渡し等に係る情報の記録及び保存</p> <p>(1) 米穀等（米穀及び米穀を原材料とする飲食料品）の販売、輸入、加工、製造又は提供を行う事業者（以下「米穀事業者」という。）は、米穀等について譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しをしたときは、その名称、数量、年月日、相手方の氏名又は名称、搬入又は搬出をした場所等に関する記録を作成しなければならないものとする。</p> <p>また、米穀等のうち、特に指定するもの（流通及び消費の状況からみて、米穀事業者及び一般消費者が購入等に際してその産地を識別することが重要と認められる米穀等。以下「指定米穀等」という。）については、これらに加えて、米穀の産地を記録しなければならないものとする。</p> <p>(2) 米穀事業者は、指定米穀等について他の米穀事業者に譲渡しをするときは、その包装、容器又は送り状への表示等の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該他の米穀事業者に伝達しなければならないものとする。</p> <p>(3) 米穀事業者は、米穀等について事業所間の搬出、搬入、廃棄又は亡失をしたときは、その名称、数量、年月日、搬出及び搬入をした場所等に関する記録を作成しなければならないものとする。</p> <p>(4) 米穀事業者は、米穀等の譲受け及び譲渡し等に係る情報の記録を一定期間保存しなければならないものとする。</p> <p>2 一般消費者に対する情報の伝達</p> <p>米穀事業者は、指定米穀等を一般消費者に販売又は提供するときは、別途農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等で義務付けられている場合を除き、その包装又は容器への表示等の方法により、当該指定米穀等の産地を、一般消費者に伝達しなければならないものとする。</p> <p>○規制の必要性</p> <p>先般の事故米穀の不正規流通事案の発生により、</p> <p>① 事業者の記録が不十分で、帳簿の突合に時間を要したり、そもそも帳簿が存在しないと主張する一部の事業者もあり、ルート解明が難航</p>

	<p>② 国産米を使っていると思われていた商品にまで、輸入品の事故米の使用が判明し、消費者の不信・不安を増幅</p> <p>③ 関連事業者で売上高の減少</p> <p>といった問題点が明らかになった。</p> <p>このような事態に適切に対処するためには、米穀等について、その流通ルートをたどれるようにしておき、事故等が発生した場合に、問題のある米穀等の所在や流通ルートを迅速かつ的確に特定し、関係法律（JAS法、食糧法など）による措置を講じることにより、被害の拡大を防ぐ仕組み（トレーサビリティ）が必要である。</p> <p>また、米穀等に対する消費者の信頼を回復するためには、特に消費者の関心事である米穀等の産地情報について、トレーサビリティの仕組みの中でしっかりと記録させることにより米穀流通の透明性を一層高めるとともに、その記録に基づき、一般消費者に対しても米穀等の産地の情報を提供していく必要がある。</p> <p>以上から、米穀等に関し、食品事故への対応、表示の適正化、適正かつ円滑な流通に資する観点から、米穀等の取引等に係る情報の記録等を義務付けるとともに、一般消費者への産地情報の提供の促進の観点から、産地情報の伝達の仕組みについて定める新法を制定することとする。</p>	
	<p>法令の名称・関連条項とその内容</p> <p>米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第3条（取引等の記録の作成）、第4条（米穀事業者間における産地情報の伝達）、第5条（搬出、搬入等の記録の作成）、第6条（記録の保存）、第8条（一般消費者に対する産地情報の伝達）</p>	
想定される代替案	<p>【代替案1】 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達について、法律による義務付けをせず、米穀事業者による自主的な取組を国が推奨する。</p> <p>【代替案2】 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達について、米穀事業者のほか、運送業者及び倉庫業者にも義務付けることとする。</p>	
規制の費用 (遵守費用)	<p>費用の要素</p> <p>1 謙受け及び譲渡し等に係る情報の記録及び保存に係る費用</p> <p>すべての米穀事業者について、米穀等の取引等に係る記録の作成及び保存のための事務的負担が発生する。</p> <p>なお、現状においても、ほとんどの事業者は仕入れ又は販売等の取引に伴って、帳簿や伝票等の記録を作成・保存していること、本法の運用上も個々の事業者ができる限り現行の手法を活かして対応できるように配慮する予定であることなどから、事業者の追加的負担は、最小限に抑えられると見込まれる。</p> <p>2 産地情報の伝達に係る費用</p>	<p>代替案の場合</p> <p>【代替案1】</p> <p>自主的に取り組む米穀事業者について、同様の事務的負担が発生するが、取り組む事項は変わらないので、本法案と比べ遵守費用は変わらない。</p> <p>【代替案2】</p> <p>米穀等の商材としての内容・品質や取引にほとんど関与しない、単に輸送や貯蔵を行うだけの運送業者や倉庫業者に、取引等に係る情報の記録等をするための事務的負担が発生するので、これらの者については、本法案と比較すれば遵守費用が大幅に増加する。</p> <p>(参考) 運送業者及び倉庫業者数</p>

	<p>指定米穀等を取り扱う米穀事業者について、指定米穀等の産地を記録し、他の米穀事業者や一般消費者に伝達するための事務的負担が発生する。</p> <p>なお、情報伝達の具体的な方法等については、対象事業者が仕入れや出荷の際に行っている現行の手法を直ちに大きく見直さなくても対応できるよう、対象事業者の実行可能性と負担の軽減に配慮することとしている。</p>	<p>運送業者数 58千者（平成20年3月31日現在） 倉庫業者数 4千社（平成19年3月31日現在）</p> <p>注) 1 運送業者数は、貨物自動車運送業者数（轍及び特定は除く。）である。 2 倉庫業者数は、1～3類倉庫及び貯蔵槽倉庫の業者数である。</p> <p>出典：国土交通省資料による。</p>
(行政費用)	<p>米穀事業者に対する報告徴収及び立入検査に係る事務及び費用が発生するが、既存の行政組織を活用するなど、効率的な行政の執行体制について検討していく考えである。</p> <p>ただし、新しい制度であることから、関係事業者への周知を図るための事務及び費用が必要である。</p>	<p>【代替案1】 米穀事業者による自主的な取組を支援する場合、そのための費用が必要になるが、支援方策は未定なので、行政の負担の増減の程度は一概にはいえない。</p> <p>【代替案2】 対象事業者に運送業者や倉庫業者が加わるので、報告徴収及び立入検査に係る事務及び費用並びに関係事業者への周知を図るための事務及び費用が、本法案より増加する。</p>
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。
規制の便益	<p>便益の要素</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 問題製品の迅速な回収による消費者の安全の確保 米穀等に係る食品事故等が発生し、当該米穀等を回収する必要が生じた場合、迅速に回収すべき米穀等を絞り込み、流通経路を特定して回収することが可能であることから、当該米穀等による消費者の健康被害を最小限にすることが可能となる。 2 流通ルートの早期特定による善意の事業者の被害の防止 1により問題のある米穀等を絞り込み、迅速に回収することで、他の米穀等に対する消費者の不信感を招く事態が避けられ、米穀等に係る食品事故による経済損失（直接関連のない自社の商品、他社の同種の商品や、これらの関連商品に至るまでの返品・売上減少等）の発生が防止できる。 3 米穀等に係る食品事故等の原因究明や産地等の偽装 	<p>代替案の場合</p> <p>【代替案1】 食品事故や偽装表示などへの対応を確実なものとするためには、生産（川上）から消費（川下）まで、関係する事業者がすべて取り組むことが必要である。 このため、自主的な取組に委ねた場合は、食品事故や表示偽装に十分対応できない事態が予想され、十分な便益が発生しない。</p> <p>【代替案2】 対象事業者に運送業者や倉庫業者を加えなくとも、流通ルートの特定という規制の目的を達成することができるので、本法案と比較して便益が大きく向上することはないと考える。</p>

	<p>の解明の促進</p> <p>米穀等に係る食品事故等が発生した場合、流通経路を遡及することにより、どの時点で発生したか特定することが可能になるため、原因究明が容易になる。</p> <p>また、流通の透明性が確保され、米穀等と記録を照合することが可能となることから、産地等の偽装が行われにくくなり、偽装が行われた場合もその発見が容易になる。</p> <p>4 米穀等の産地情報を一般消費者が入手</p> <p>一般消費者は、米関連商品の原材料である米穀の産地に強い関心を有している。本法案により、指定米穀等の産地情報を一般消費者に伝達すれば、産地情報の入手による一般消費者の利益の増進や、米穀等とその流通に対する一般消費者の信頼の確保が図られることとなる。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>本法案においては、規制の便益である米穀等の食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化及び適正かつ円滑な流通の確保の効果は大きく、これに伴う費用は、米穀事業者が通常の取引等に伴って行っている記録等を活用しつつ実施するものであることも考慮すれば、当該便益に比して合理的で最小限のものといえる。</p> <p>米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を米穀事業者の自主的な取組に委ねる【代替案1】の場合、一部の米穀事業者の取組に止まる可能性があることから、その取組による便益も不十分なものと考えられ、食品事故や表示偽装のような問題食品の流通に適切に対応できず、消費者の健康や経済的利益の保護、事業者の損失の回避が図れない。</p> <p>また、対象事業者に運送業者や倉庫業者を加える【代替案2】の場合、本法案と比較して、遵守費用及び行政費用が増加するものの、費用をかけたほどの便益の向上はしないと考えられる。</p> <p>以上から、本法案が最も適切であると判断したところである。</p>	
有識者の見解その他関連事項	この法律は、平成20年10月から開催された「米流通システム検討会」の中間取りまとめ（平成20年11月27日）において示された、米のトレーサビリティの導入及び一般消費者への原料米原産地情報伝達制度の骨格を踏まえて制定するものである。	
レビューを行う時期又は条件	この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		